

國第
十
回
參議院地方行政・法務連合委員會會議錄第三号

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)午後一時四十六分開会

○本日の会議に付した事件
○警察法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政、法務連合委員会を開会いたしました。

備審査を行います。質疑を願います。
○鬼丸義齊君 私は法務総裁に警察法
の一部を改正する法律案につきまし

す。警察法が実施されまして以来、從來の日本の警察の運営と著しい違いが出で参りましたので、いろいろの方面

に改正しなければならぬのであるといふことは、朝野ひとしく言うておるところでありましたが、今回いよいよその善惡去の次三ヶ段のまゝ以て二十

画されたようであります。只今の提案されましたが警察法改正に対しまして、政府としては先ず今日の段階においては、及び今後の日本の治安上に關

しまして、万全なりとお考えになつて
おり、更に又この改正がただ一時的の
改正であるか、或いは将来ともまだこの
点について見て改正に對するお考

○国務大臣(大橋武夫君) 鬼丸委員にお答え申上げます。従来警察法は新らしくできまして、約三年の経験を経て

法務連合委員会會議録第三号

を以ちまして、警察の改善について相
当な効果を挙げ得ると、こういう確信
の下に提案をいたした次第でございま
す。

（東大講義）サマリーにはば伝いた
いと思ひますことは、国内治安の最高
責任者となられる人は、警察法を
通じて、誰であるかということをこの
祭明確にして頂きたい。なる大苟去

総統が警察に関する事務を管掌しておられると承つておりますが、それには一体どの根拠に基くものであるかと云ふことも、この祭司つて置きたゞ

○國務大臣(大橋武夫君) 警察法運用の責任にありますものは、警察行政の面におきましては國家公安委員會

会、それから運営管理の面におきましては、都道府県公安委員会が国家地方警察の責任の機関であります。又自治体の公
体警察につきましては、各自治体の公

安委員会といふものが機関であります。この国家地方警察の運営或いは行政管理に当つております国家公安委員会といふもの

につきましては、それべ内閣總理大臣及び都道府県知事が議会の承認を経て任命をいたす、そうして国家公安委員会につきましては、これは内閣總理大臣

大臣の所轄の機関ということに規定をいたしておりますから、自然警察に於ける最高の責任者といふものは内閣総理大臣と換言すべきものであると看做す。

するのであります。それから私が国務大臣といったしまして警察に關係していくと言われておりますが、それは如何

何なる法律的な根拠にあるかという次第でありまするが、只今申述べました通り、國家公安委員会は内閣総理大臣の所轄に属する機関でございまして、而してこれが所轄事務に關しまして、法律或いは命令というものを出して定めまする場合におきましては、即ち閣議においてこれを決定するということに相成るわけであります。従いまして、國家公安委員会は内閣に属するものではございませんが、併し國家公安委員会の所掌事務であつて、閣議の決定を要する事柄は少くないのでございまして、これにつきましては、当然所轄大臣たる内閣総理大臣がその提案をいたし、又それについての説明をいたすという立場にある次第でございますが、御承知の通り総理府には所管の事項が多々ございまするので、便宜国家公安委員会より閣議に対するいろいろな仕事につきましては、國家公安委員会を代表して、閣議におきまして説明をし或いはこれを処理するといふことを、それについての内閣総理大臣の職権に属する事柄を、総理の特命によりまして、事実上私がお手伝いをいたす、こういうことに相成つておるわけであります。従いまして、私が警察に關係いたしておりますといふことは、これは内閣総理大臣の特命によりまする事実上の事柄でございまして、法律上の根拠があることとは考えておりません。

○鬼丸義智君 私ども平素から、この警察法制定当時から、とかく責任の帰趨というものが非常に明確を欠いておるきらいがあると思ひます。殊に只今は、國家公安委員或いは自治体の公安委員がそれらの運営の管理についての責任者である、総理大臣は別といったままで……。それから行政管理のほうは国家公安委員のほうではないといふことになつておりますために、責任が分担されておりますために、自然やはりこの仕事の面におきましても、責任者が分れておると、いうことが非常な実は大きな影響を運営の面においても、実際の面においても、大変悪い結果をもたらしておるのぢやないかといふことを気遣うものであります。殊に只今も総裁の御説明にありましたごとくに、国内治安の最高の責任は総理が持つておりますようであります。この「所轄の下」にとありますし、又國家地方公安委員の警察の公安委員の任命権がござりまするので……、ただ総理大臣は公安委員の任命権だけを持つておるだけであつて、あととの指揮監督、即ち行政管理に対しましては、直接に何も持つていらないように規定の上で見られます。それがためには一方においては任免黜除権をも持たず、指揮権をも持たず、そうしてその治安の最高責任を負わしめるということですがすでに根本において私は無理なことがあるのではないか、かようして実は気遣つておるのです。例えは警察法の第一条にもあります通りに、一つの警察といふ大きな目的に対しますることに任する最高の責任を持つものであるな

らば、全局に対するやはり指揮監督権を持つもののように思われます。今朝或いは任免黜陟権を一手に収むるにあらざれば、自然徹底を欠くことになつて、結果に対しましても、大きな響きをもつもののように思われます。今朝でありますとか、昨日の多分新聞だと、思いますが、警察予備隊、それから警察その他の海上保安庁、これらを一つに、一丸として、そうして治安省の設置の計画があるよう、時事新報などとあります。只今私の申上げました趣旨によって、そうした一つの統制をこの際なされるというようなふうな計画案があるのかどうか、この点を先づ一つ承わりたいと思います。

というようなものを軍隊と申すのであります。これらは憲法第九条によりまして、日本国としては保持しないことになつておるわけでございます。その最も根本的な点は、どういう点であらうかということを考えて見ますると、いと、これはいろいろな見方もあるうとは存しますが、併し私の見方といたしましては、この軍隊というものは戦争、専ら戦争のために、或いは当然戦争というものを予想して、戦争に用いるための実力機関として設けられたものが、これが軍隊である……。

○鬼丸義齊君 専らですか、専ら戦争を予想して……。

○國務大臣(大橋武夫君) 戰争といふものを予想いたしまして、専ら或いは主として戦争のために設けられておりまする実力の機関が軍隊である。こういうふうに観念をいたしております。これに対しまして、警察といふのは国内の秩序、専ら国内秩序維持のために設けられた機関であると、こういうふうに考えておるわけであります。なお国家地方警察と申しますのは、これは現在警察法によつて認められておりまする国家公安委員会所属の警察機関が、この国家地方警察に当るわけであります。その目的は自治体警察の管轄区域外におきまするところの国内の区域におきまして警察権行使すること、及び自治体警察に対しまして必要な援助を与える、そういうことを目的といたして設けられたものである、こう存じます。又自治体警察というのは、これは自治体警察を置くことを法律上認められておりますところの、そういう自治体におきまして、その自治体の区域内におきまする警察のために

○鬼丸義資君 少し質問が、御即答をお願いするのは無理な考え方いたしましたので、私は只今總裁のお述べになりましただけを以て、この意義が完全なものとは考えられません。殊に只今お示しになりました憲法九条との關係について、一段とこれをこの際明確にいたして置く必要がある、御即答をお願いすることは無理だと思いますので、でき得るならば、今一つ退いて十分にお考えを願いまして、他日で結構でありますから、万遺憾なき明確なるお答えをこの委員会においてお願いいたして置きたい。今いろいろこの点について細かい論議をいたしましても無駄であります。どうか一つお願ひして置きます。それから現在施行いたしております警察法の中で、どうも明確を欠いておると平素から思つておりますことは風俗警察、予防警察、この点に対してどうも法文上明確でない、ようになります。即ち第一条に、警察は、国民の生命と身体と財産だけを保護する、これを保護し、そして犯罪の搜査、被疑者の逮捕、公安の維持に当ることを以て責務とする、こうなつております。従つてこの前提たる法文だけでは予防警察並びに風俗警察等の点については含んでいないのではないかといふことの実は嫌いを持つておるのであります。そこで第二条のほうに今度の運営管理のほうに行きますと、公安委員の所管になります。運営管理の中には、その三において犯罪予防及び鎮圧、予防の警察が入つております。かくのごとくして、どうも警察本来の予防警察、司法警察、衛生警察或いはそういう

うような風俗警察、かたゞくそうした意味における全体のものを含んでおるといふうに法規の組立てが完全なるものではないよう思います。この点については、政府のほうはどういうふうな一体まとめ方をお考えになつておるか、或いは又現在施行されております、株に今度改正されます分についても、これらの欠点については、取りあえず賄い得て余すところなしとお考えになるかどうか、私の今申しております、指摘いたしております予防警察、指摘いたしてお伺いしたいと思います。私それを伺いますことは、御承知ふうな面をも現行警察法において、当然明文において指摘し余すところなしやということをお伺いしたいと思います。私は本当に眉をひそめております。又の通り、今風俗警察に對しますのは、殆んど紊乱の極に達しております。見るに忍びざるものがあつて、いずれも一体警察に責任があるのか、という点をやはり加味いたしましてのことであつて、事重大なことだと思います。

○政府委員(武藤文雄君) お答えいたしました。
差支えなしというふうにお考えになつておるのでありますよ。若しお考えになつて、それを一体放つて置くか、これを御覽になりまして、この程度で別段差支えないとするならば、どうぞしてそれを一つお伺いいたしました。

○鬼丸義齋君 私の今質問しました西
は、やはりそういう風俗に関しますする
興行、その他各所で以て相当極端なる
素乱状態があるよう聞いておりますが、
るが、それはそうすると、現在の状能で
別段差支えないというふうに御覽になつて
おりますか。

り持つにあらざれば、この二十条の二の規定といふものが出来ないのじかないかといふような疑問を持つのです。りますが、この点はどういうことになるのでありますようか。

いうことを公安委員会のほうに求めることは、みずから任免したり、やむを得ない場合は、安委員会に対しても都道府県知事がそれを求めるなんということは、その点で調節はどうですか、確かめて置きたい。

○國務大臣(大橋武夫君) すべて擁護する事柄についてのみ責任があるわけではございまして、この二十条の二になりますと、都道府県知事にかような施

子防という見地から、風俗営業取締りが中心になつておるわけであります。で、この法の執行については、公安委員会がそれべくの所轄の公安委員会におきまして許可の権限を持つております。そして、そこにおいて法の要件に従つて、厳正にこれを遵守し、又これを監督するということに方針をとつております。その他の関係の法規につきましては、それべく所管の監督官厅にござります。で、罰則の関係につきましては、犯罪行為としてこれが又警察の対象になるということは言い得るわけであります。で、只今のお話の、現在の風俗営業の状況はどうかという問題題であります。これはいろいろ立場によつて、見る人の目によつていろいろ角度も違うと思いますが、我々としては我の法規に与えられたもの、これにつ

○鬼丸義齊君 次にこれはやはり法務省の立場を堅持するということにいたしております。

○鬼丸義齊君 総裁に伺いたいと思うのであります。が、先ほどお答えのありました都道府県の治安維持に対する責任として、市町村公安委員会と聞いておりません。そうすると、都道府県の知事に責任はないでござりますか。若し市町村の公安委員だけがつまり責任の衝に運営管理の点についてあるとか、或いはその他警察の面においては行政管理の点においては警察のほうがあるということになりますが、このたび改正せられんとする第二十条の規定によりますと、都道府県内の治安維持の責任は都道府県知事がや

前と相成りてゐるわけであります。今回の改正案におきましては、都道府県公安委員会の任免のほかに、自治連合警察の区域において国警の活動が必須であると認めました場合には、その活動を要請するといふ権限を新たに付与しよう、こういう趣旨でござります。**○鬼丸義齊君** そういたしますると、二十条の二によつて見ますと、新しく「都道府県知事は、治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村警察の管轄区域内における該事案を国家地方警察に処理せらることを当該都道府県公安委員会に請求することができます。」と、こうなります。すると、結局やはり治安維持について都道府県知事も一つの責任を持つてゐる関係でなければ、そちら

態」ということと、「重大な事案」とうものとはどう違うのであるか。又それを別に作らなければならんのであるか。六十二条だけで賄い得られるのいやなからうかと思うのです。若し「國家非常事態」ということを、内乱、暴動とか、騒擾とかいうふうなものをまるるものであるとするならば、殊に「重大な事案」というようなものを作に加えなくともいいのじやないか、この両者の区別はどういうふうになりますか。

○国務大臣(大橋武夫君) この「治安維持上重大な事案」という第二十条第二に規定いたしておりまする観念は、それは一般的な社会情勢と申しますか、地方情勢と申しますか、そうして一般的な情勢が治安維持上重大で、というような事柄ではなくして、発生しま

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

いたしました個々の具体的な事案のうち、その事案の種類性質によりまして、治安維持上重大なものと、そうでないものとがあるのではないか、こういう考え方でございます。ここに「治安維持上重大な事案」として取上げますべきものは、例えばこの一つの犯罪について考えますると、その犯罪の処理が適正に行われない場合におきましては、相当広い範囲に亘つて関係の地方に治安維持上重大な影響を与える、こういった性質の犯罪、これを「治安維持上重大な事案」と、こういうふうに考えたわけであります。これは或る程度は犯罪の性質からも種類からも来ると存じまするが、必らずしも或る種類の犯罪だけに限定することも不可能であると、いうので、「治安維持上重大な事案」と、こういうふうに書いたわけであります。これに対しまして第六十二条におきます「国家非常事態」というのは、その原因が如何なる事案から起つたかは別といたしまして、事態が非常に重大化して、そうして通常の警察の機構では処理できない。従つて自治体警察に対しましても、國家地方警察がこれを一元的に統制して活動させる。こうしたふうな措置をとらなければ事態の收拾が困難である、そういう場合に、こうした措置をとるということを予定いたしております。従いまして、六十二条の非常事態の措置がとられました場合におきましては、さような事態を生ずるに至つた原因となつた事案についてのみ、そらした特別の警察措置がとられるばかりでなく、あらゆる警察事務全体につきまして一元的な統制を行ふのであります。従いまして、六十二条

まして、この点は二十条の二の場合におきましては、特定の事件についてのみ特に国家地方警察に処理の権限を与えるという場合とは趣きを異にいたしておるものと存するのであります。

○鬼丸義震君 それからこの五十四条の二として、やはり今度加えて参りました事項中に、犯罪に関する情報交換の規定がありますが、これは勿論當時情報交換するということなのであるか、或いは特に一つの事件が起つたときにのみ情報交換の方法によるのであるか、むしろ犯罪搜査に関するかは、常に緊密な連絡をとつて情報を交換するような、殆んど一体となつた犯罪捜査の網の中、枠の中でやるようになるのであるか、その点はどうですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 情報の交換につきましては、當時国家地方警察あるいは自治体警察同士の中の相互的な交換は予想いたしております。

○鬼丸義震君 このたび改正されます中で、大分警察官の身分と申しますか、とにかく名前が大変殖えて参りますが、これまで五階級のものが今度は九階級になつておるようになります。私はこの警察にいたしましたら、殊に従来からとかく官名とかあるいはそういういかめしいようなことを、概して求め過ぎる感がある。このたび今までの五階級のものを今度は九階級に殛やして、例えば十五条の二に、今度作られました、長官、次長、警視長、警視正、警視、警部、従来は警視、警部がたくさんになつてしまつて、こんな

ことを一体そういうふうに作らなければならぬ理由があるのですか。例えれば地方警察本部であるならば本部長で結構。それは非常に名前を付けて、そしていかめしいようなことを好むさらにはあるので、それは何だか、機構のほうの形はむしろいかめしくますぐなる。他方では口に民主主義を唱えている。これはどうも右と左に非常に逆行しているきらいがあるのでないか。こんな一體細かいことを殊更作らなければならぬ理由が私にはわかりません。それはどういうことですか。

○政府委員(齋藤謙君) 誠に御尤もな御質問ござりますが、実は現在の警察法では、警察官の階級は府県の国家地方警察の警察官の階級しか書いておられません。ところが管区本部にも警察官を置くということが現行法にあるわけであります。そこには階級のことでも、それから採用のこととも、又服装その他全部府県の国家地方警察のところに書いてあります。従いまして本部には長官以下、府県にいるよりも階級が高い者がおりまするし、現実に何万の警察官が、場合によりますると、一つの組織として活動をしなければなりませんので、やはり上から下まで階級が実際に問題として必要だといふに相なります。さような関係から、実際に上は公安委員会規則によりまして、階級を設けておるわけであります。これをこの改正の際に法律の上にもはつきりして頂いたほうは、警察の構成上にもとろしい、かのように考えた次第であります。勿論府県の警察は、これは階級がほうでは警視正又は警視長ということになりますが、現在なつておりますが、この法律

のほうでは警察長ということになつております。これにも府県のほうにも階級が書いてありませんから、これを事実問題として現わす、かように考えております。

○鬼丸義齊君 これまでの警察には、そんなたくさんな名前はなく、一向不自由も感ぜず何十年の間やつて来たのに、殊更同じ市内におりながら、警視正、警視、こんなことを一体区別する必要は私ども甚だわからぬ、い、それのみならず、この私今申上げました九つのほかに、今度は隊長とかもうようなものがある、第三十条ですか「都道府県国家地方警察に隊長を置く。」隊の組織の隊長だけあつて、あとは何もない、本当の軍隊だか何だかわからぬ。そういうふうに名前ばかりで、立派の本旨といふよりたくさん付けて、如何にもどうも警察のほうが一步々々やはりいかめしらうに持つて行くべきがある。ところが豈図らんや、立法の本旨といふのは警察の民主化を唱えておる、だから組織は非常ないかめしい元のほうにどん／＼と帰らんとしておるが、法律の精神はむしろ民主的に行こうとすると、その点をやはり考慮に入れておるならば、この名前がたくさんでき、いかめし過ぎるように考えますので、これなどはいま少し整理はできませんか。隊長なんて一体そんな必要がありますか、やはり國家地方警察には、都道府県には都道府県の警察本部があるので、本部の部長でたくさんあります。しかしながら、殊更隊長なんという名前でないか、隊長なんで一体そんな必要がある付けて行かなければならんのは、私どもにはその必要はない、と思いますが、その点どうでござりますか。

○政府委員(齋藤義齊君) 現在は都道府

県の警察長という名前になつております。ところがこの警察長は府県の本部の主任であるのみならず、府県の警察全体の締めくくりをするのでありますから、従つて府県の警察隊の長という意味で警察隊長とかようにいたしたいと考える次第であります。

○ 魚丸義齊君 今のお答えから見ると、なお以てその必要はないのじやないか、隊長というものは府県の全体を統べておる。警察長なら殊更別に隊長なんて名前は付けなくていいのじやないですか、どうも何だか隊長といふ名前が新らしく加わつておるところから見ると、警察はやはり先ほど異同の弁を伺つたのでありますから、軍隊とやはり似寄つたような形になつてしまふ、殊更隊長なんという名前は新らしく私は作る必要はないよう思ふ。殊におかしいのです。例えば今検察廳と警察とは表裏の関係があります。検察廳のほうの側の検事正といふのは相當上の階級です。検事正の上には検事長があるというようなことで、ところが警視正といふのができた。それがために何だかその警視正で以て検事正と殆んど相匹敵するようなふうな名前をこしらえるようなきらいがあつて、非常に何と言うのですか、そういう一体要らんものを作らなくても警視でたくさんある。むしろ私はいかめしい名前があるならばそれを振り捨てて、やはり本當の警察制度の本旨に則るよう私は合わせて行かなければならんじやないか、組織のほうはますくいかめしくなつて、ピストルを持つてわづとやる、名前もいかめしいものを持っておるということは、右と左に分れるきらいがありますが、隊長なんという名

どこの非常な国内治安の現状から見て、ピストルは必要かも知れませんけれども、従来久しうに亘つて警察官は帶剣だけで間に合つて、さしたる支障はなかつたのであります。ところがこのピストル携帯後における殺傷というものは本当に大変な件数だらうと思ひます。曾つて私は二ヵ年間における國家地方警察の事故だけで資料を出してもらつただけでも、二ヵ年の間に三万人の警察官中一割か二割か持たないときにおいてすら百件近くの暴発その他の事故が統計上出ております。恐らくこれが全日本の九万五千の自治体警察全體に亘つての統計から言つたら大変な数に上ると思います。この頃は新聞などでもそのくらいい事件は取扱わなくなりましたが、それですらときどき出て参ります。これはどういふうにお考へになつておりますか、帶剣規程による場合の帶剣時代のほうが、むしろ警察官自身の身を護るのにいいんやないかといふうに考えておりましたが、それを一つ併せて伺いたい。

○國務大臣(大橋武夫君) ピストルの

発射に關連いたしました過失というものは事実相當あるようでございまして、これにつきましては、検察庁といつても、絶えずその事件の都度関係者に対しましては警告を發しておるところでございますが、現在におきましても法制といたしましては、警察官職務執行法におきまして、嚴重にピストルを使用すべき場合を制限いたしております。十分にこの趣旨に従つて取扱いまするならば、そう間違はないはずでございますが、併し何分にも警察官諸君といたしましても、従来から取扱いに慣れておりませ

んで、今までいろ／＼間違いも少なくなかつたと存ずるのであります。併し最も最近の傾向といたしましては、漸次注意も渡りまして、又取扱いについても慣れて参つたことと相待つまして、事故は漸次減少しつつある状況と存しております。

○委員長(岡本愛祐君) それでは須藤君。

○須藤五郎君 この二十条の二です。ね、都道府県知事は、治安維持上重大な事案、止むを得ない事情があるといふうになつて、都道府県の認定の下で国警の出動をさせることになつておりますが、こういうことをすれば、自治警の自主性といふものが侵されるのではないかと思いますが、その点如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 誠に御尤も限が濫用されるということになりますと、確かにこれは自治警の自主性が侵されるということも考えなければなりませんと考へています。併し二十条の二にあります通り、治安維持上重大な事案であつて、而も止むを得ない事由があると認めるとき、この止むを得ない事由と申しますのは、誰が見てもこのままでは自治体警察が処理できないといふうに認定する合理的な根拠がある場合に限つて、例外的の措置としてこう運用さざるよう注意をしなければならないと思います。又それならば自治警察に対する侵害といふことも当然なことは、厳格にこの制限の範囲においては、

は例外的な措置でござります。○須藤五郎君 私たちが考えまして、が、いきなりそういうことを抜きにして、そうして都道府県知事の認定でなすというところに、少し自治体を無視した面が出て来るのじやないかと思うのです

が、その点……。

○國務大臣(大橋武夫君) 誠に御尤もなお尋ねでございまして、私どもかような場合におきましては、原則として自治体の公安委員会が要請をして、それに応じて国警が出て行く、これが本来の建前であると考えております。そしてその場合につきましては、すでに現行法においても自治体警察が国家地方警察に対して応援を要請するという規定があるわけでござりますので、その原則で行くのが建前でございまして、

は例外的な措置でござります。

○須藤五郎君 まあその公安委員会が共産党に全部牛耳られておるということは今私たちも考えを持つておりますが、そういう場合を指しておつしやるわけなんですか、具体的に言え

ば……。

○政府委員(齋藤昇君) 例えば或る自

治体警察の区域で相当の警察官を使つて或る事態を鎮圧しなければならんといふような事態がある。このためにはその場合に当該自治体警察の力だけでやれる場合は、その自治体で勿論やるわけであります。が、特殊の理由でこらう、今警察官が出て鎮圧をしては面白くないという公安委員会の意見といふような場合には、当該自治体警察も活動することができない。或いは当該自治体警察のみで活動ができる、国警の応援の要請をもらわなければならぬといふので、当該自治体の署長が国警のほうと連絡をとつて段取りを付けましても、公安委員会が応援を国警のほうからもらうということを公安委員会できめなければなりません。そ

う場合に特殊の、政治的な背景といふようなところから、今応援要請をもつて、この事態を鎮圧することは却つて望ましくないといふようなことが、あらかじめ計画されていると、大変飛んでもないことだと想うのです。

○政府委員(齋藤昇君) その場合にこ

れは自治体の自主性を認め、自治体の利害關係、自治体に關するだけだから……、一般的に国家的に考え、或いはもう少し広い地域から見て差支えないと、いう場合は、これはそのままでもう少し広い地域から見て差支えないと、他へ波及する、或いは一般の援助の要請をいたすような運びを

公安委員会が付けない、そういう場合において、これを放置いたしますると、その場合を具体的に説明して欲しいのです。どういう場合が特殊な場合かということです。

○須藤五郎君 その特殊な場合とい

う、その場合を具体的に説明して欲しいのです。どういう場合が特殊な場合かということです。

○政府委員(齋藤昇君) 公安委員会が

特殊の政党的な立場である、或いはその

シナリオというような関係、或いはそ

う、こういう趣旨でござります。これ

が、その点から考えて、知事はこれ

は放置ができないという場合には、當該公安委員会が活動しない場合でも、

その事態を処理をするという途を開いて置く必要があると思うのです。

○須藤五郎君 これは非常に危険なことで、私は自治体の立場から大きな問題が出来来るだらうと思いますが、まことに、つて置きましょう。それから次に、第四十六条の項には、市町村警察職員の定員は、地方的の要求に応じてその市町村の条例で定めるとのことになつております、これには、つくりした数の決定といふもののがない。条例でどんな組織でも変更できるといふことになつていますが、それと同時に今度は自治体での自治体警察を廃止するかどうかということは又住民投票で決定できる、そうしてその廃止されたものは無制限に国警にするとなつて参りますから、そうすると、国警の数そのものも定員といふものは決定できないということになつて、どれだけでも殖やすことができるということに解釈していいのですか。

それなら無制限に定員をきめ得るじやないか、こういうことも言い得るわけあります。併しこれは單に条例できめた定員をそのまま国警に附加すると、いう趣旨ではなく、現実に決定いたしました日に実在する定員を以て新らしくい国警の定員に附加する、こういうことに相成っておりますから、それも極端な場合を予想いたしまするならば、条例を変え、又臨時にその日にたくさん警察官を入れて置いて、そうして廃止の投票をすればいい、こういふことも言ひ得るのであります。が、それは先づそういうことは今日の常識から考えまして事実あるまい。そう非常識的な、無制限に近いような定員が国警に附加されることはないからうといふ前提の下にこの規定ができるわけでござります。将来さよな非常識な、非常に莫大な定員ができるということになりまするというと、これは当然その際においては何らかの処置を考えなければならぬということになるわけでありまして、私どもいたしましては、これによつていたずらに国警の定員を多くしようという意図は何らないのでござります。ただ廃止の日におきまする實際の実員をそのまま新たな定員に加えて行く、これによつて先ず國家地方警察としては、定員の現状から見ましても必要と認められておる程度の増員がこれで可能である、こう見ておるだけであります。

制限に国警を殖やすために、今言つた
そういうことを予測したくないよな
方法でも或いはとられる虞れが、大橋
さんが総裁でおられる間にはないが、
ほかの人が総裁をした場合に又そういう
ちそりいうことを心配するわけです。
うことが起つて来るかも知れない。非
常にそういう条項がそういうふうに使
われる場合があるのでないか、私た
は、何とかもう少しそういうふうにな
らないよう前に以て考へて置く必要があ
るのではないか、そういうふうに考
えます。それから自治体が自治警察を
廃止するということは、結局予算の面
で、経済の面から持ち切れんからとい
うことになつて来るだろうと思ひます
が、自治体で持ち切れんものを、それ
を全部国警に吸収して国警としてやつ
て行けるならば、その費用をむしろ自
治体に補助をして、自治体警察とい
ものをやはりそのまま残して置く、そ
ういう方法を考えるのが当然ではない
か。自治体で費用がないから、自治体
警察を国家が国警に吸収して費用を出
して行く、それではどうも自治体警察を
をむしろ経済の面から圧迫してんだ
ん壊してしまつて、そして国警を確
やす、中央集権的なもの的方向に持つ
て行く、ということが、この法案の狙い
であるようなふうにもとられる場合が
あるのですが、そういうふうなことに
関しまして、総裁はどういうふうな意
見を持つていらつしやるか。

制度の地方分権というのは飽くまで維持して行くのが建前であります。併し現実の問題といたしまして、自治体警察、殊に小規模なる自治体警察といふものが治安上の今日の要請に十分に答えるられない実情にあるという点では、これは国民一般の定説になりつゝあるわけであります。この点につきましても一案であります。併しながらまだ小規模な自治体警察ということについては、次のような点を考へなければならんと思います。それは即ち警察を独立した組織ということとに相成りまするというと、現実に外部に対する活動範囲を用いられまする人員のほかに、内部の行政管理のために相当の人員が固定され、的に行われて行く。このことは警察組織が大きくなればなるだけ行政管理の面に使われる人員の相対的の比率といふものは小さくなつて行く、従つて開拓位が小さくなるほどそういうもののは逆に大きくなる。これはどうも免かれかない点であると思うであります。そしてますと、國民経済の立場から申しまするといふと、小さな警察単位をたくさん作るということは、警察の人員の経済的な利用といふ点から言つて困難があります。この点が一つであります。それから近代の警察といふもののは、機動力というような点を考えたまゝであります。併し、さくなればなるほど経済的に非常に大きな混乱が生ずる、こういうふうな点

を考えますると、能率上或いは経済上から言いまして、小さな警察を許可するということには現実に非常な困難があるといふことがあります。従つて今日では或る限度超えまして、小規模な自治体警察といふものの強化ということを今図るのには、越えがたい一つの限界があるのではないか。この限界ということは、こうした警察の強化ということが要請されることは、今日にありますと、自治体警察をしては、一つの致命的なマイナス点がありますから、これは何とかして補強をして行かなければならん。この補強の方法として今回の改正案において取入れました方法は、例えば国家地方警察が救援をいたしまする際には救援費は国庫が負担をする。従つて自治体警察はその必要に応じて財政上の点なども心配せずに十分に救援を求めることができますし、又いろいろな事情で救援を積極的に自治体公安委員会が求めたい場合においては、知事の発意によつて、国家警察が救援に行くといつと相成りますと、自治体警察は、こういうふうな措置を講ずる。又こういうふうな程度確実に保障されるということになると、国家地方警察の救援というものが、或おきましても、絶然的に必要な最小限度の人員といふものを抑えて行くことができます。有事の際にいつまでも、国家地方警察から救援がもらえるということを、こういうことを前提にして行くこともできる。こうなりまするしあと、自治体警察が人員を縮小するこことによって経費の節約を図ることでありますし、又それによつて何らかの場合におきまする警察機能を損なわないという保障も与えられておる。

こういう意味におきまして、このことが今最も問題となつておりまする小規模自治体警察に対する強化育成といふ作用を営むものだと、こういふうに考えておるわけであります。そしてこうしたことと並行いたしまして、他面におきまして警察費のためにする平衡交付金、こういつたものは無論從来からも政府といたしましては、できるだけ必要な増額を図つて行きたいという考え方を持っています。これは引き続き政府といたしましては、その方向に努力したい。兩々相待つて自治体警察の経済的な援助もし、又自治体警察の致命的な欠陥についての救済的な措置をこの法律で講じて行く、こういふうに考えておるわけであります。

○須藤五郎君 できるだけその平衡交付金を増額して、自治体警察が経済的な面から崩壊して行かないようになつて頂きたいと希望いたします。

○須藤五郎君 できるだけその平衡交付金を増額して、自治体警察が経済的な面から崩壊して行かないようになつて頂きたいと希望いたします。なあ先ほど鬼丸議員から申されたように、非常ないろいろな名称の植えた点であります。私たちもこれはおかしいと思うわけなんです。これは若しもそうでなければいいと思うが、即ち警察軍隊を作る前提としておる。いわゆるドイツが、ヒットラー政権が警察軍隊を先ず作つたごとき、そのドイツの勦を日本が覆もうとしておるといふうにいろ／＼な誤解を招く点がある。又本日の新聞を見ますと、又ここに治安省設置の問題などもたくさん出ておりますが、こういうことと関連しまして、いろ／＼な問題が起つて来ると思

いますから、そういうことはできるだけおよしになつたはうがいいのじやないかと、私はそういうふうに申上げたいたい。この前の警察法の改正のとき考へたことは、警官の増額を図つて行きたいというふうに申上げたいたい。この前の警察法の改正のとき考へたことは、警官の増額を図つて行きたいというふうに申上げたいたい。

○須藤五郎君 できるだけその平衡交付金を増額して、自治体警察が経済的な面から崩壊して行かないようになつて頂きたいと希望いたします。なあ先ほど鬼丸議員から申されたように、非常ないろいろな名称の植えた点であります。私たちもこれはおかしいと思うわけなんです。これは若しもそうでなければいいと思うが、即ち警察軍隊を作る前提としておる。いわゆるドイツが、ヒットラー政権が警察軍隊を先ず作つたごとき、そのドイツの勦を日本が覆もうとしておるといふうにいろ／＼な誤解を招く点がある。又本日の新聞を見ますと、又ここに治安省設置の問題などもたくさん出ておりますが、こういうことと関連しまして、いろ／＼な問題が起つて来ると思

いますから、そういうことはできるだけおよしになつたはうがいいのじやないかと、私はそういうふうに申上げたいたい。この前の警察法の改正のとき考へたことは、警官の増額を図つて行きたいというふうに申上げたいたい。

○須藤五郎君 できるだけその平衡交付金を増額して、自治体警察が経済的な面から崩壊して行かないようになつて頂きたいと希望いたします。なあ先ほど鬼丸議員から申されたように、非常ないろいろな名称の植えた点であります。私たちもこれはおかしいと思うわけなんです。これは若しもそうでなければいいと思うが、即ち警察軍隊を作る前提としておる。いわゆるドイツが、ヒットラー政権が警察軍隊を先ず作つたごとき、そのドイツの勦を日本が覆もうとしておるといふうにいろ／＼な誤解を招く点がある。又本日の新聞を見ますと、又ここに治安省設置の問題などもたくさん出ておりますが、こういうことと関連しまして、いろ／＼な問題が起つて来ると思

いますから、そういうことはできるだけおよしになつたはうがいいのじやないかと、私はそういうふうに申上げたいたい。

○須藤五郎君 できるだけその平衡交付金を増額して、自治体警察が経済的な面から崩壊して行かないようになつて頂きたいと希望いたします。なあ先ほど鬼丸議員から申されたように、非常ないろいろな名称の植えた点であります。私たちもこれはおかしいと思うわけなんです。これは若しもそうでなければいいと思うが、即ち警察軍隊を作る前提としておる。いわゆるドイツが、ヒットラー政権が警察軍隊を先ず作つたごとき、そのドイツの勦を日本が覆もうとしておるといふうにいろ／＼な誤解を招く点がある。又本日の新聞を見ますと、又ここに治安省設置の問題などもたくさん出ておりますが、こういうことと関連しまして、いろ／＼な問題が起つて来ると思

いますから、そういうことはできるだけおよしになつたはうがいいのじやないかと、私はそういうふうに申上げたいたい。

○須藤五郎君 できるだけその平衡交付金を増額して、自治体警察が経済的な面から崩壊して行かないようになつて頂きたいと希望いたします。なあ先ほど鬼丸議員から申されたように、非常ないろいろな名称の植えた点であります。私たちもこれはおかしいと思うわけなんです。これは若しもそうでなければいいと思うが、即ち警察軍隊を作る前提としておる。いわゆるドイツが、ヒットラー政権が警察軍隊を先ず作つたごとき、そのドイツの勦を日本が覆もうとしておるといふうにいろ／＼な誤解を招く点がある。又本日の新聞を見ますと、又ここに治安省設置の問題などもたくさん出ておりますが、こういうことと関連しまして、いろ／＼な問題が起つて来ると思

いますから、そういうことはできるだけおよしになつたはうがいいのじやないかと、私はそういうふうに申上げたいたい。

す。それで教育の内容につきましてはいろいろの工夫を凝らしやつておられまして、具体的にちよと申上げることはむずかしいのでござりまするけれどもお述べになりましたような種のことは十分に我々といしましても考慮して警察法の講義或いは民主主義の講義等につきましては特にその点に重点を置いた教育の方針を定め、又実際の教育をやつしておるのが実情でござります。教育の計画の概略につきましては、お手許に差上げました国家地方警察統計の中に二十四年度分が書いてござります。又御要求がありまして二十五年度もどういうことをやつしておるかということは後ほど申上げてもよろしいと思ひます。

すが、八戸には私の方の所持
ないのでございますが予備用
いませんか。

○羽佐五郎君 予備隊です

（四）五郎吉 二月占詩に重んじてある
は私の所管でございません。で教育の
課目の内容につきましては只今手許に
資料がございませんから取寄せまして
御説明申上げます。

○犯人玉置君この品物は黒木でありますので私が特に拜見したいと思ひますのは、一般警察官ですね。当面は国家警察

察だけについてでもいいと思うのです。が、国家警察に属する警察官の全員が、基本的人権という問題についてどれだけの了解を持つておられるのが、例えれば読まれるものなり、書かれるものなれどにおいて基本的人権がどうくらのもの

頻度を以て出て来るのか。まさか基本的人権という字が書けないような警察官はいないと思うのですが、基本的の人権ということがどうしたことなのか、特に警察官としては基本的・人権についてのくらいの程度を以て考えなければいけないと思っておるのか。そういう問題について調査されたことがありますかどうか。若しあればその材料を頂きたいと思います。

○政府委員(加藤陽三君)　只今の点け重要な点でござりますので、私所管の部長でございませんので所管の部長を呼びましてお答えをして頂くことにいたします。

○羽仁五郎君 それじやその点につけてはあとから又伺うことにしまして、第三に伺いたいのは、これも特に國家警察、まあ地方警察の場合も想像できることと思いますので、国家警察についてでも伺いたいと思うのですが、警察官

の総員の配置をどういろいろふうに配置なさつておるのか、その点について伺いたいと思うのです。つまりこういう技術的な点を伺いたいのではないので、どういう方面にどれくらいの人を配置しておるのかということです。これは特にこの警察法に規定してある警察の任務に鑑みて、本質的な点でお答えを願いたいというふうに思うのです。

○政府委員(加藤陽三君) 只今の警察官の配置を申上げますと、昨年の末でござりますがまず所属別に申上げると、中央にござります国家地方警察本部、ここに二百三十三名、それから御承知のように警察管区本部というのが全国六カ所にござります、東京、大阪、広島、福岡、仙台、札幌、この警察管区本部に合計いたしまして三百三十二名、それから都道府県の本部、北海道が五つに分れておりますから五十五ございます、この都道府県本部に合わせまして四千八百七十九名、それから都道府県の下に警察法によりまして警察署、支署といふふうなものが置かれておりますが、この支署のほうに置かれておりますものが百五十三名、警察署に配置されておりますものがこれでは駐在所、派出所等を含んでおりまます、これが二万三千六百九十三名、それから警察学校に置かれておりますものが七百二十名、こういうふうになつております。これが所属別の配置でございます。

それから事項別と申しますか、勤務の内容について申上げますと、内勤と申しまして本部及び署内の事務の方を司つておりますものが九千八百三十名ございます。それから外勤、いつも駐在所、派出所に勤務し、或いは警察を

いたしておりますものが一万三千五百四十二名、刑事、防犯、捜査、その他でございますが、これらの方方に配置に

なつておりますものが合わせまして六千六百二十八名、こういふうになつ

ておられます。
○羽仁五郎君 大体今のような点ではあるのですが、もう少し詳しく伺いたいのです。と申しますのは今朝の新聞で、この辺りに手記一本ござる。筆致が

聞でしかばに拜見しましたが、警察のほうで逮捕をしようというお考えで、以て逮捕できないで今までおられる共産

党の元の幹部の七名ですか、八名ですかの方に対する搜查本部とかなんとかいうものをお作りになつて、そうしてそれに今百五十人とかなんとかいう人間を置くという計画をしておられるへ、うとうと記載は壳井所長に出でてゐる

つたようですが、そのことを今伺ねう
といふのじやないのですが、この内容
的に、私は警察に勤めたことは一回も
ないし、警察の内容については何も
らない。警察に留置されでおつたこと
はありますが勤めておつたことはない
から内容上のこと伺いたい。といふ
のは一体警察はどういう方面に何バ
セントの人間を使つておるかといふこと
とを伺いたいんです。言うまでもなくそ
私が伺うのは警察が警察法に規定して
あるような 治安警察としての任務に
大半の人員を配置しておられると私
は承知するのですが、どうも最近のい
るいろいろな事実を見るところではなくな
り

て、いわゆる政治警察的な方面にかかる
り人員を配置しておられるじやないか
という疑いがあるので、そうでないと
いうことをここで立証して頂きたいの
です。

が申上げました配置の内訳を申上げることになると思うのですが、内勤と申しましたが結局いろいろな面の行政官吏でございます。人事の方でございますとか或いは会計の方でございますとか装備の方をやつておる者もございますが、こういうふうなものに当ります職員でございまして、それから非常監察するというようなもの、こういうようなものもこの内勤の中に含まれておるのでございます。それから外勤といふのが派出所とか駐在所、国家地方警察は主として村落を主管いたしております関係上一万数千の駐在所がござりますので、こういう方面に勤続配置になつております、或いは警察署によりますとが刑事の関係でございます。犯罪検査の本部におりましたり署におりまして、事件がありますればすぐそこに行つて検査する。それから平生も種々を求めて歩きますのもございます。こういうものを併せて六千数百、こういうことになつておるんございます。

お尋ねのような政治警察云々といふことにつきましては、どういうふうにお答え申上げたらよいのか、とにかく警察は犯罪を捜査し逮捕するのでござりますから、犯罪の捜査逮捕の事務にこれらの人員が当つておる、こう申上げるよりはかないと思います。

○羽仁五郎君 私の伺いたいと思つておることは結局おわかりになつておると思うのですが、そういう点についてもう少し詳しく資料を示して頂きたいと思います。

それから第四に伺いたいのはこの今度こういう警察法の改正を提案される

について、現在までに警察官に認められておるところの武装ですね、つまりピストル、これについての何らの変つたお考えがこの改正法律案には出ておりませんが、別に何もそれについて新たに考えがお變りになつておる点はないのかどうか、その点を伺いたいと思います。これはさつき鬼丸委員からもそういう点についての御質問があつたと思うのですが、現在の警察官が現在のような武装を持つておるということが認められたときの事情や状況と、それから今日の状況とは非常に違つておると思うのです。その中でもこれは法務省裁にもよく聞いて頂きたいと思ふのですが、その中でも大きな違いは警察官が承認された当時は警察予備隊ではなく、従つて国家全体としてこの或る程度の武裝力といふものの最小限度の存在の必要ということから考えられて、警察官にピストルが配付せられたということがあります。すると私は思うのです。それはそういうふうに了解し得ると思うのです。だからその警察官そのものが拳銃を使用する具体的な必要と場合とがあるかないかということだけではなく、その日本で治安を維持するためにこの程度の武器といふものが政府の一部分としての警察予備隊といふものができてその国家の権力に装備されるところの武装といふもののかなり大きなものがそちにあるんですね。そうだとするとこの市民的な警察に從事する警察官といふものの武裝は、警察予備隊ができる

○國務大臣(大橋武夫君) この警察の武器というものはこれは国内の一般的な治安状況から警察にこれだけの武器を持たなければならぬ。こういうふうな一般的な考え方でなく、これはやはり現行法において規定いたしてあります警察官といふものの具体的な職務といふものに照合せまして、そうしてかかる職務を行ふ警察官としてはこの程度の武器を持つことが必要である。こういう考え方できめられたわけございまして、この点につきましては、現在警察官備隊が一方でできたということは、成るほど国内におきます何と申しますか武力を行使する機関といったまでは、ほかに新らしいものができたということは明らかであります。併しこれによりまして警察官の職務といふものは何ら変更を見ておらないわけでございまして、従来の職務を引き継ぎ警察官が取行なつて参ります以上は、従来必要と認められておりました武器を当然引き継ぎ操作されて行くということは、これはやはり必要あるものとこう考えておる次第でございます。

なおこの機会に最近におきます警察官のピストル事故の統計が只今參りましたので御紹介申上げておきます。昭和二十四年、これは非常にまだ警察官に全体にピストルが普及しておらずかつた当時であります。が、その当時は検察庁において二十六の事件を受理いたしまして六件起訴いたしておりま

す。二十五年におきましては三十四の事件を受理いたしまして十三件起訴いたしております。昭和二十六年度といたしましては、只今までのところ十六件受理をいたしまして三件だけ起訴いたしております。これが警察官のピストルの暴発事件であります。

○羽仁五郎君 只今のお答えには私は必ずしもどうも納得できないのです。が、率直に考えて日本の警察法に規定してあるような市民的な警察がその職務を遂行するのに、あのようだ大袈裟なピストルを腰に四、六時中下げておらなければ職務が遂行できないといふように、まさか大橋法務総裁が考えておられる、又何人がこれを認めそういうことが納得できるとは私は思えないのです。ですけれども今の点について御研究を願つて、それから特に私の申上げることは客観的に理論的に申して國に存在する武裝力といふものと、それからそれが主として國家警察及び地方警察しかなかつたときに、その國家警察、地方警察においてその國の全體において必要最小限度と考えられる武裝力がそこに配置されておつた場合、それから今日警察予備隊というものができてそこに相当な武裝力を持っている場合においては、やはりもう少し考えて頂く必要があるじやないかと思うのです。只今の御説明で納得しないんでもう少しその点について御研究願いたいと思います。

それから仮に今の点はそれとして、次の第四の点として伺いたいのは、警察官がああいうピストルを持つて行つて正しく行使しなければならなかつた事件が幾つかあつたのかそれを伺いたい。それからその次に伺いたいのは、

交通巡査——「——のうですが、電車の交差点で手を振り足を振つておられるあのお巡りさんがやはりピストルを下げておられるが、あのピストルを行使せざるを得ない——ような場合に正しく行使した事件が幾つおありになるのか、これを伺いたい——というふうに思うのです。それから特に前の方の場合に伺いたいのは、勤務中でなくて、何だか私は専門家でないから俗語で言いますか、「下宿しているお巡りさんは寝ておるときにも自分の枕許にピストルを置いておるらしいのですが、そういうことをしてそうしてその必要が生じてこれを正しく行使した——という事実があるならば、その事件が幾つあつたのかそれを一つ。それで三つになるわけです。一般に警察官が絶えずのピストルを置いていかなければならない——という場合に遭遇して、これを正しく行使した場合が幾つあるか。又特に勤務中のみなならず家に帰つてまで、警察におるときには私は警察にピストルを置いておいたままに帰つて家でゆかたを着て飯を食つておるときにも傍に置いて直ちにそれを行使しなければならない——ような場合があつてこれを正しく行使した件数が何件あつたか。最後に交通整理のお巡りさんが正しく行使しなければならない場合があつて正しく行使した場合が何件あつたか、それを伺いたい。

又家に帰りましても警察官にピストルを携帶いたさせておりますのは、いつも非常の場合におきましても直ちに必要な配置につき、勤務ができるということのために持たしておるのであります。交通巡査についても同様に考えておるのであります。今正しく行使しなければならなかつた事件数といふのはちよつとわからぬと思います。

○羽仁五郎君 わからないでいいといふうにお考えですか。

○政府委員(加藤陽三君) わかればかつた方が結構と思ひますが、なかなか調査がむずかしいので……。

○羽仁五郎君 交通巡査の場合とは……。

○政府委員(加藤陽三君) 交通巡査の場合も今申上げましたように、必要な場合に他の必要なる配置につき、勤務につき得るということのために持つておるのであります。

○羽仁五郎君 この点は非常に重要なと思うのでもう少し具体的に伺わなければならぬのですが、必要以上の武器は警察法の全文に示されておることころの国民の自由の権利を侵害する虞れが多分にあるのだということは、十分御認識になつておることだと思うのです。如何ですか、その点法務総裁なり何なりから。

○國務大臣(大橋武夫君) 必要以上の武器ということになればこれは持つ必要はないと思いますが、現在はこの程度の武器は必要であるという考え方の下に持たしておるわけであります。現在の程度の武器といふものは職務を執行して参る上において警察官にとつては必要である、こういう見地から持たし

巡査というのですか何というのですか、ああいう方がやはりどういう不時の必要があるかも知れないからビストルを持つておるというだけのお答えでは、どういう不時の必要があるかも知れないから機関銃を持つておるということにもなるのです。ですから現にこういう必要があつて、こういうふうに正当に使用しなければならなかつたといふ事實を我々の前に出して下さらなければ、国会はそれが必要な武裝であるかないかということを判断することができない。單に主觀的に如何なる必要があるかも知れないからといふのでは、我々が金を持つておるのだからこそへ出ればどういう必要があるかも知れないから一万円持つて出たらよいか、或いは千円持つて出たらよいか、まあ余計持つておられる方は余計持つて出るからよいでしょうが、一年を通じてこれだけの金が必要があるといふことでも個人の場合にはその見当でよろしいけれども、国家としてはその見当ではなくして、その必要に応じて國家としては過剰な武裝であるか、必要な武裝であるか、過剰な武裝であるならば国民の基本的人権を侵害するものであると見なければならないが、先の御答弁では只今の数字を望ましいということでありましたが、我々としてはそういうものが必要でありますのでお示しを願いたいと思います。

○羽仁五郎君　国家警察だけで結構でござります。
國務大臣(大橋武夫君)　国家警察だけにならば割合に早いと思うのですが、勿論できるだけ早く成るべく御要求を網羅するような資料を準備するよう努めます。
○羽仁五郎君　その資料を拜見した上
でなお伺いたいと思うのですが、勿論
エラーな資料を出して頂くと思うのですが、つまりこれは今法務総裁は法務
総裁のお立場としてばかりお考えになつておるのでなくして、第一流の政
治家としてお考えになつておることだと思
うのですが、警察を大きくしさえすれば
すれば国は立派にはならないですよ。
そのため国民の人権が圧迫され侵害
されれば実に惨めな国になつてしま
うので、これは法務総裁のステイツマン
としての本意ではないと私は思うので
す。ですから今の数字を拜見すれば
実は交通巡査があのビストルを腰に下
げておる必要があるとは私の直感では
信じられないのです。そうしてあれが
あるために交通整理の職務が円滑に行
われるかない方が円滑に行われるかい
ずれであるかということは、私は少くとも
議論の余地があると思うのです。
議論の余地がある場合には国会はそれを
判断しなければならん。そのためには
五千人なり何なり殖やす場合に、同時に
現在の國家警察もピストルを下げて來
る必要はない、あの警察署にピストルと
して、この警察法を改正するときに、
必要な資料はやはり必要なんです。そ
うして若し法務総裁がステイツマンと
して、この警察法を改正するときに、
巡査はピストルを下げて來る必要はな
いというような改正をここへ出して來

賴を高め民主警察の発展を著しく促進するということであるかも知れない。そうすれば我々国会はそういう修正をなすべきであるというように考えるのです。その意味で今の数字を是非拜見したいと思ふのです。

それから第六に伺いたいのは、警察官の人員を殖やすこと、又機構を改正すること、のみならずその教育のレベルを高めること、且つ又決して過剰な武器を使わせないことなどいろいろな条件と並んで、それから又その配置を認まらないことというようなことと並んで必要なことは、この警察官に対して警察官の職務を遂行するに足るだけの待遇をしておるかどうかということがあると思うのです。この点について率直に申上げて人数を倍に殖やすことよりも待遇を今までの倍にした方がよいのではないかという世論が世間にあります。只今私の申上げておるこの七十二条の質問は、いずれも多くの国民の意見を聞いて国民が知りたいと思つておることを伺つておるのでですからどうかそのつもりでお聞き願いたいのです。が、警察官の数を殖やすよりむしろその待遇をよくしてくれた方がよいのではないか、そうすれば一人の警察官の待遇で三人以上の能率が上るのはいかない意見が随分民間にあります。この点についてどういうふうにして改善するつもりだといふようにお考えになつておるか、現在の待遇で十分とお考えになつておるか、それともこの待遇をこういうふうにして改善しておるか。なんかくこの問題に関連して伺いたいのは、警察官関係において非常に汚職或いは不正の事実が最近

不幸にして頻発しています。海上保安庁などの場合にもどこまで延びるのかわからない、ということを新聞は報道している。それから又特に国家警察においても、或いは新宿などの警察の腐敗について警視総監のお答えといふものも甚だ苦しいお答えではなかつたかといふに心配しています。それから又この地方自治体警察が腐敗しておる場合が非常に多いと思うのです。これら的原因の一つには、私は警察官の待遇が人たるにふさわしい待遇でない、警察官たるにふさわしくない待遇であるためにそういう誘惑に乗り、そうして或いは汚職或いは腐敗ということなどが起るのじやないか。そうして有力者に対するのは卑怯未練な贋病な態度をして、そうして弱い民衆を守るために多少勇氣を持たないといふ、日本の旧来の強い者には弱く、弱い者に向つては強いといふ実に男らしくない恥ずべき警察官の態度といふものがあるのじやないか。この点について私はこの五千人増員されるよりも待遇を改善した方がいいんじやないかと思うのですが、これらの点については法務総裁なり、そのほかのかたゞくはどういうふうにお考えになつてゐるか。

るわけでござります。政府といたしましては行政整理ということと関連いたしましてやはり早い機会において公務員の待遇の問題を再検討する必要があるございまして、その際におきましては当然警察官につきましても待遇の問題についての再検討を行なうべきである、と考えております。

○羽仁五郎君 それでは只今のお答をの趣旨に副うて、もう二つの点を伺つておきますが、国家公務員と照合せてといふお答えでありましたか、国家公務員の方は総理大臣も絶えず言わわておるようになります。だけ人員を整理して、こうしてこの待遇を改善したいと、いうことを言つておられます。が、その際何故にこの警察方面だけにおいて五千人を殖やして待遇はそのままにして行くという方針をとられるのか。やはり国全体の方針で国家公務員について人員はできるだけ整理してそれを考慮であるならば、この警察法においてもやはり人員を殖やすのじやないむしろ減らしてそうして待遇を改善すべきであるというふうにお考えにななりませんか。

次に伺いたいのは、警察官が汚職である他の不正行為を金銭上の理由から行なった事件がどれくらいあるのか、そしてそれが明らかにその待遇が不十分で生活ができないためにそういうことになつたという事実がどれほどあるのか、この問題についてどれどの調査をなさつてあるか、そらしてその調査の結果があれば示して頂きたい。

たとえはねうどんの店舗で販賣するほととじね家に見えない旨このお味は

整理を図つて行くという、こういう方針をとる以上は、警察についてもやはり人員の整理と、いうことを考へるべきである、それを逆に殖やすのは如何にも釣合いが、それともう一つ、意見でございまして、この点は警察につきましては、実は特殊の関係があるわけでございまして、一般の行政事務につきましては、統制の撤廃その他に応じまして相当減少の余地を生じつある、こういう実情だと存じます。然るに警察官につきましては、犯罪の増加によりましてなか／＼減少をするということはできない。又国家地方警察の当初の定員を決定いたしまする際にいろいろ考えて決定をされたと思うのですが、ござりまするが、その後警察民主化に伴いまする警察官の再教育等に即いたしまするために、常時二割以上の人員を再教育のためにとられるというようならぬ事態を生じておりますて、現在の國家地方警察の配置といたしましては、絶えず二割以上のものが教育に持つて行かれてそのあとは補充ができるという実情にあるわけでござります。そして現実に各警察署におきまするその勤務の職場或いは駐在所等はその期間止むを得ず代りを置かざりそのままで埋めずに放置してある。従いまして、地方の駐在所等におきましては、その間止むを得ず警察官の不在中はその家族の者が代つて本署との事件についての取次をして窮状を翻弄しておると、うような事情でございまして、とにかくいろいろ考えまするに、これを整理するどころか差当つてそれだけはどもしても恥やしないといふと今日治安の要請に応え得ない、こういう意味に

おきましては最小限度の増員をいたしました。
というわけでございます。勿論これにつきましては当初国家公安委員会におきましてはもう少し殖やしたいといふ
ような希望も強く述べられておつたのでござりますが、政府の一般の行政整備
理というような考え方と睨合せまして、合理的な根拠ある要求であるとは
考えましたがその要求ができるだけ抑えてこの程度にとどめたいという次第でござります。

うに思うことがあります。「その通り」と呼ぶ者あり
り」をしてこの際なおこれは警視総監
に伺いたいと思うのです。警視総監の
管下において警察官が無錢飲食をして
おる事実があるかないかということに
ついて、あなたはどの程度のお考えを
お持ちになり、どの程度の調査をなさ
つて、どういう結果をお持ちになつて
おるかといふことを伺います。
○委員長(岡本善祐君) 各位に申上げ
ますが警視総監は参考人として来て頂
いておるのであります。

の警察官の無錢飲食なんという問題は実際触れたくないのです。併し待事が非常に悪ければそういうことが事起ります。我々は到る所でこういうことを聞きます、又見ます。警視総も本当に良心をお持ちになるならば私はそういうことをお聞きになつたことがあります。御覽になつたこともあるだらうし、御覽になつたことあるだらうと思う。いつかも私は視總監に警視庁を外から御覽になつたことがあるかと言つて伺つたのですが、どうか外から御覽になつて頂きました。警察官の方からばかり御覽になつた

す方が必要かということについての私は良心的な判断の基礎になるものだと思います。お笑いになつてゐる方がいるようだが私は良心に基いてそう言つてゐるのです。実際暮せないような警察官を殖やしてそして無錢飲食をやるようなことがあつて、どうして民主警察の任務を果すことができますか。だから簡単に五千人殖やしたいとかいうような問題ではない。この無錢飲食が実際に警視総監が今おつしやつたように、また起るような程度ならば私は決して問題にしません。併しまま起る程度に

おきましては最小限度の増員をいたしました。」
「どういわけでござります。勿論これに
つきましては当初国家公安委員会にお
きましてはもう少し殖やしたいという
ような希望も強く述べられておつたの
でござりますが、政府の一般の行政整
理というような考え方と睨合せまし
て、合理的な根拠ある要求であるとは
考えましたがその要求ができるだけ抑
えてこの程度にとどめたいという次第
でござります。

○羽仁五郎君 あとの方の点につい
て。

○政府委員(齋藤昇君) 国家地方警察
の警察官につきましては、汚職いわゆ
る贈収賄といったような事柄で事件を
起しましたのはこの三年間に全く記憶
がございません。一件もないところで
断言できるかどうか私疑問に思います
けれども、私のみならずここにおりま
する部長も記憶にないと言つております
からさよう御承知願いたいと思いま
す。「そんなことは絶対にない」と呼
ぶ者あり)

○羽仁五郎君 只今の御答弁が実に問
題の真相を明らかにしておると思うの
です。法務総裁どうお考えになります
か。さつきから伺つておるのも私はで
きるだけ礼儀を守つて失礼なことには
亘るまいと思つておるが、事実拳銃が
正当に使用されていかないかとい
う調査を望ましいという程度の考え
で、拳銃の使用を国会に対して御希望
になつておる。それから今の御答弁、
これはまあ僕があいふるうな答弁で
もしたのならだが、いやしくも仮にも
国家地方警察の長官という方があるい
う御答弁をされておる。これは委員各
位が十分にお考えを願いたいというふ
うに思うことだあります。(「その通
り」と呼ぶ者あり)

そうしてこの際なおこれは警視総監
に伺いたいと思うのです。警視総監のお
る事実があるかないかということに
つて、あなたはどの程度のお考えを
お持ちになり、どの程度の調査をなす
つて、どういう結果をお持ちになつて
おるかということを伺います。

○委員長(岡本愛祐君) 各位に申上げ
ます。が警視総監は参考人として来て頂
いておるのであります。

○参考人(田中榮一君) 只今警視庁の
管下の警察官で無錢飲食した罪がどれ
くらいあるか調べたものがあるかとい
うお話をございますが、私は絶対に
ないとは申上げないのであります。多
数の警察官のこととござりますから或
いは不心得な警察官がありまして、業
者に大変御迷惑をかけたり無錢飲食を
したというような事実があつたかと存
じます。併しこれらにつきましてはそ
の都度「ここは国会ですよ」と呼ぶ者
あり) 事實を調査いたしましてそれを
措置をいたしておると考えておりま
す。

○羽仁五郎君 私は實に感情的になら
ざるを得ないといふくらいに憤慨して
いますよ。國民の代表の一人として
法務総裁もどういうお考えを持つてお
いでになるか。こういう方々と御一緒に
に、いやしくも我々の尊い憲法の下に
できた警察法を實際その通り実行する
ことができるのか。國民の自由と安全
とを守るための民主警察というものを
遂行するのに、只今のよろしい御答弁で
國会が満足するというふうにお考えに
なつておるかどうか。これは私は只今

は實際触れたくないのです。併し待つ
が非常に悪ければそういうことが事
起るのです。我々は到る所でこうい
ことを聞きます、又見ます。警視總監
も本当に良心をお持ちになるならば
私はそういうことをお聞きになつた
ことがあるだらうし、御覽になつたこ
とがあるだらうと思ふ。いつかも私は
もあるだらうと思う。いつかも私は
視總監に警視厅を外から御覽になつた
ことがあるかと言つて伺つたので
が、どうか外から御覽になつて頂き
い。警察官の方からばかり御覽にな
く、そういうことは絶対にないとは
上げかねるなんて、それはそうです
が、哲学的にいえば、併し問題は哲学的
議論じやないのです。世間のほうか
見れば、ないとは申上げかねるけれど
もなんという程度の問題かどうかと
うことは、あなた方が本当に一人の
民として生活をなさる、そういう気
でおありますなら、私は全く違
御答弁があるだらうと思う。少くとも
この改正法律案を我々が審議するの
その材料は私は必要だと思います。
員の各位及び委員長の御判断に従
て、少くとも警視厅の管下において
察官が、そういう言葉を私は使ふ
は非常に遺憾といったしますけれども
錢飲食をした場合がありはしないか
いう問題について、調査の方法は私
あると思うのです。警察官を侮辱す
ことなく、警察官の威信を害するこ
とができると思うので、その調査を
て頂きたいと思うのです。そしてそ
がその待遇改善のための方に予算を立
法は今日の進歩した技術を以てなす
ことができると思うので、その調査を

す方が必要かということについての私は良心的な判断の基礎になるものだと思います。お笑いなつている方がいるようだが私は良心に基いてそう言つているのです。実際暮せないような警察官を殖やしてそして無錢飲食をやるようなことがあります。お笑いなつている方がいるようですが今おつしやつたように警察の任務を果すことができますか。だから簡単に五千人殖やすたいとかいう問題にしません。併しまま起る程度じゃなくて必然的に起つて来るような理由があるならば、私は人数を殖やすよりも何らかの方法を講じて待遇を改善した方がよろしい。その判断をするための資料を是非見せて頂きたいと思います。

であります。決して警察官だけが特に悪いということは言いたくない、こう思ひであります。

それから瀕職その他いろいろな不正についての調べでございますが、これは現に国家地方警察いたしまして

は、こういう事柄はどうしてもまだそういう事件があつたというだけでなくあつたら恐らく問題となつて、そうして適当な行政上或いは法律上の処分をいたすということになつておるわけあります。が、その処分をなしたとい

うことについて、現在の国家地方警察の幹部がそういつた事柄の記憶をいたしておらない、これも事実記憶をいたしておらないので記憶をしておらないとお答え申上げたと思うのであります。それでは記憶をしておらないのは、これはそういうことは絶対にない

からであるかといふと、これは本人から申上げました通り絶対にないといふ保証はなし得ないだろう、こういう意味でございまして、ただこの際どのくらいあつたかという御質問でございましたから自然記憶をしておらないとお答えいたしたと想うのでござります。併し只今の羽仁委員のお話は非常に事をわけてのお話でございまして、そうちした事柄について監督的な立場にあるところの国家地方警察の幹部について十分調べをしてくれ、この調べをすることが将来の警察制度の改善といふ上から必要ではないか、こういう誠に事をわけたお話をございまして、私はこれにつきましては公安委員会のほうに対しまして十分に御趣旨のあると

ころを伝えまして善処を要望いたしました。できるだけ御趣旨に副うような

調査を得たいとかように考えておる次第でございます。只今の回答を伺つておりましたところでは、多少羽仁委員

の御理解になつたような悪意のある答弁あるいは誠意のない答弁ということではなかつたろうと思ひますので、十分国家公安委員としてはその職責から考えまして御趣旨のような調査はできるできないにかかわらずこれをなすため努力をする、そして必ず努力をす

れば或る程度の調査はできる、こう私は考えますからそういう運びを取りようによにいたしたいと存じます。

○羽仁五郎君 只今の御答弁は甚だ私も幸いとするとこどりますが、どうか私の申上げておることは、憤慨したことには決して特定の個人に対して憤慨

されたのでなくて、そういう問題がおかれておる現在の状況に対し客観的に憤慨せざるを得なかつたのであります。併し私の願うところは、警察官が本当に民主的な警察官として民衆の信頼を受けてそういうしてその機能を十分に發揮するということにあるのです。

今御答弁で満足をいたしますが、この際なおもう一言付加えておきたいのは、どうか近代的な調査をやつて頂きたいと思うのです。それで近代的な調査は今日の社会科学の進歩の上においていろいろな方法がござりますからそれを十分御研究になりまして、そうして例

錢飲食をされたことがあるかといふうにお聞きになるところもないと答

えます、これも近代的な調査ではないのです。問題は、その事實を警察官を侮辱することにもうして又警察官の威信を害することにもならないで、そ

うして客観的にこの事實を捕える方法があると思うのです。そのどうう方法をお探りになつてこれをやりにないかといふこととの御研究をできるだけ近い将来に願いたいといふうに思ひます。

それから警察制度の改正について我の承知しておるところでは、敗戦後間もなくニューヨークの警察に関係しておられた方であつたかバレンタイン

という方が日本に来られて、そうして警視庁の改革の顧問といふようにならされた事がございます。初め我々は新聞で読んでおるところではこのバレンタインといわれたか、バレンタインといわれたか、この顧問の方は相当日本に長くおられて、そうして警視庁の民主化について具体的な提案をなさるよう期待をされておつたと思うのです。ところが我々の考えておつたと思うのです。された期間よりも非常に早く帰られました。そうして帰られる時に日本タイムスでありましたかにはこういう意見を述べられていたことを私は記憶しています。それは非常に不幸な御意見

でもできないという意見を書いて帰られたという資料はお持ちありませんか。お持ちなければ私の方から持つて来ましようか。

○政府委員(加藤陽三君) 私の関します限り承知いたしておりません。

最初に敗戦直後に日本の警察の民主化に盡力されようとされたこのバレンタインといわれたか、バレンタインといわれたか、この方との交渉の経過、そ

うして又それが帰られる時にどういう意見を残して行かれたのか、これをこ

の改正の際に参考にしたいと思いますので、これを伺つておきたいと思うのです。若しこにおありになるならば意見を残して行かれたのか、これをこ

の改正の際に参考にしたいと思いますので、これを伺つておきたいと思うのです。若しこにおありになるならば意見を残して行かれたのか、これをこ

の改正の際に参考にしたいと思いますので、これを伺つておきたいと思うのです。若しこにおありになるならば意見を残して行かれたのか、これをこ

の改正の際に参考にしたいと思いますので、これを伺つておきたいと思うのです。若しこにおありになるならば意見を残して行かれたのか、これをこ

の改正の際に参考にしたいと思いますので、これを伺つておきたいと思うのです。

ならば、それを我々の委員会における判断の材料とするだけであります。

この問題と関連して近代的な警察の観念では、この警察が対象となし得る犯罪といふものはローカルなものであるという考え方があります。これにつ

いて法務総裁はどういうお考えを持つた方でありまして、私の承知しておられた方から委嘱を受けられました。過去と言つてもほんの六年ばかり前まではそういう考え方がありましたが、この警察が対象となし得るという考え方方が六年前まではあるまい。で警察の力によつて一定の政治的主張を暴虐することができる

うものが必ずしもローカルなものとは考へない、全国的なものを警察の対象となし得るという考え方が過去にはありました。過去と言つてもほんの六年ばかり前まではそういう考え方方がございました。で警察の力によつて一定の政治的主張を暴虐することができる

ういう考え方方が六年前まではあるまい。で警察の力によつて一定の政治的主張を暴虐することができる

ういう考え方方が六年前まではあるまい。で警察の力によつて一定の政治的主張を暴虐することができる

ういう考え方方が六年前まではあるまい。で警察の力によつて一定の政治的主張を暴虐することができる

思います。併し私は本法案は極めて重
大であるという点に鑑みまして是非と
も円満を期する上からも、私自身が岡
本委員長に対し比類なきまじめさを
以て今日まで議事進行に協力してい
るものであります。が、そういう意味を
以て私は羽仁さんの意見に賛成して、
もう一日でもよろしいからこの連合委
員会を持つて欲しい、こういうふうに
希望いたします。

○中田吉雄君 たとえこの連合委員会
で二日となつておりますしても、それは
羽仁委員がエッセンシヤリーに本質的
に諸問題をいろいろ質問しておられま
すが、それに対する完全な回答があつ
て初めて私はそういうことを是認して
もいいと思いますが、調査を待たねば
わからぬ、いろいろ調査して回答す
るというようなことを以て見ましても、
私はどういたしましても連合委員
会を開くべきだ、又法務委員と相談さ
れて善処するようにならぬのが、地方
行政委員会の委員長としての私は責務
であろうと思ひますので、その点を申
上げまして相馬君の動議に賛成するも
のであります。

○鈴木安喜君 最初法務委員会におき
まして警察法の連合委員会を開くこと
に申出をいたしました際に、岡本委員
長から、この警察法については会期も
切迫していることであるし成るべく早
く議事を進めたいからして、どの程度
の法務委員会の希望であるかといふよ
うなことのお話をありまして、法務委
員会のほうにお諮りをいたしましたと
ころが、その当時におきましては二回
も開いたならばそれで我々の質問も終
るだろうということで、実は何日まで
ということはありませんでしたけれど

も成るべく早く連合委員会を閉じること
いうようなことで、その御承諾を得て
連合委員会を開いたのであります。
その後連合委員会を開きました第一回
の際に丁度質問がありました伊藤委
員、鬼丸委員が出席をいたされないた
めに、そのときにはつい連合委員会を
開くことができなかつたような、質問
のできないような事情になつたのであ
ります。そうして今日に至つたのであ
りますが、今日はその当時申出のあり
ました鬼丸委員から先刻質問があつた
ような次第であります。続いて須藤委
員、羽仁委員から質問が続けられたの
であります。が、この御両君からは、実
は質問があるということは委員長の私
の方でも承知しないでおつたような次
第であります。が、最初の連合委員会を
開くことの申入をしました際には大体
二日間ぐらいで法務委員のほうの質問
は終るというようなことで、今日を以
て大体この委員会を閉じるというよう
なことを岡本委員長のほうにも申上げ
ておつたのであります。そういう次第
でありますから只今吉川理事の提案さ
れたようなことにおきめになつた方が
よかろうかと私考えます。

ども。併し直ちに材料を頂戴してそれによつて満足し或いはそれによつて又伺いたいということもあると思いますが、進行上甚だ恐縮でありますけれども、併し法務委員会との連合委員会の席上においてお尋ねをしたいというふうに考えておりますので、どうか……。

○委員長(岡本愛祐君) 各位に申上げます。連合委員会を開くや否やといふのは地方行政委員会の決定でござりますから連合委員会ではいたさない筋合でございます。それでいずれ連合委員会を開きましてそうして地方行政委員会を開きますからその際皆さんにお詣りをして決定いたしたいと思います。なお……。

○相馬助治君 それは少し話が変ですね。羽仁さんは、選くなるけれどもこれまで打切られるならばやる、そういう言葉で言つておられないが、病氣されても倒れるまでやるという熱意を含めたような意味で選くまでやると言つておる。この連合委員会を一時休憩して地方行政委員だけできめなくちやならないとするならばそこできめて、何分の回答を羽仁さんに与える必要があると思う。さようお取計らい下さい。

○委員長(岡本愛祐君) 羽仁さんに申上げます。若し今日やつて頂くということになればおやりになりますか。

○須藤五郎君 先ほど鬼丸さんが質問なすつた中でも慎重によく調べて答弁しているように思うのです、伊藤さんが質問していないというような話します。

から、もう一日延ばしてほしいと私は思はせておきます。ただ丸君は委員長など、答弁を促して速記に明らかにとどめて置いて貰えればいい、こういう御願いを言で帰られました。なお伊藤君はこの前の連合委員会のときもお出にならなかったのですが、いつまで待っているわけにも行かない、こういう事情でございます。

なお、先ほど鈴木委員長からこの前の委員会を開かなかつたというお話をされたけれども、開いたのです。開きましたとして法務委員会から御質問がなかなかつづき、連合委員会のままで地方行政委員会委員の人が長時間に亘つて質問した、こういう事情でありますから御了承願つて置きます。

それでは暫時休憩いたします。

○政府委員(中川淳君) 基本的人権に関するお尋ねがありましたので、私から現在の教養の内容につきまして御説明を申上げます。

新らしい民主的な警察になりますたために現在警察におきましては警察官の教養を非常に重視いたしております。その機構におきましても府県の警察学校、管区警察学校、警察学校の大学、非常に充実したものを持つておりますて、殊に本科、正科、或いは專科というような各種の科目をおきまして、現在におきまして初めて警察官になります者の教育といたしまして初任教育六ヶ月、それから巡査部長から警部補になります者、それから警部補から警部になります者はそれへ管区学校、警察大学等におきまして同じく六ヶ月間の教養を受けることになつております。そのほかに警視以下の国警の全警察官は毎年一回三週間乃至五週間の現任教養を管区学校、或いは警察入学校で受けることになつております。更にそのほかに刑事専科、或いは教養専科であるとか、或いは警備専科であるとか、それらの専門の研究をいたしましたために六ヶ月乃至二ヶ月の専科教育を実施いたしております。これらの大部分は自治体警察の警察史員も一緒に教養をいたしているのであります。

学校における教科目を言えといふお話であつたそうであります、先ず府県の警察学校におきまして実施いたしました六ヶ月間の初任科教養、初めて警察官となる者のための教養を申上げ

○羽仁五郎君 それは何か印刷したものがありますか。

○政府委員(中川淳君) ござります。
○羽仁五郎君 それをあとで頂いて拜
見いたします。

○政府委員(中川淳君) 科目は今までおきましたから印刷したものをお読み上げます。その科目のうちで基本的人権の尊重について如何ような指導をしておられるかという御趣旨のお尋ねがございましたと、これは訓育といふことからいふと、訓練官としての信託葉で私ども実施いたしておりますが、やはり警察におきましては警察官の思想を中心の教育といたしましては警察官になる者のための訓練官としていたしましては、警察官としての信念、職責の自覚、公衆の接遇、品位の保持、規律の厳守、民主主義の原理の尊重といふような物の考え方の基礎調査としての指導を六ヵ月間のうち三十六時間やつております。そのほかいろいろ消防、警務、警運、刑事各種の実務の部門がござりますが、御承知のように現在おきましては、警察官としていたしまして当然学ばなければならぬ日本国憲法、或いは刑法、刑事訴訟法、警察官等職務執行法、その他一切の法律におきまして基本的の人権の尊重ということがやはり基調になつておりますので、それらの基礎法学の修習に対しましても十分に基本的個人権の尊重ということが教えられるわけであります。私どもいたしましては今日の警察官が文字通りの意味の民衆のための公儀である、その公儀精神に徹することが最も肝要であると存じます。私ども申しました訓育における課目を主としその他の課目を従いたしまして、それらのすべての機会におきまして、警察官の教官或いは部外の講師を

主主義的なものの考え方を徹底する
いうことに努めています。なお科
教育いたしまして各界の方、文化
の方、或いは宗教界の方、或いは芸
術の方、そういうような方に夜間な
おいで頂きました、そうした面から
主的な情操の陶冶ということにつき
して努力をいたしている次第でござ
まして、急激に古い警察官の頭が直
に変つて参るということを期待する
とも間違いとは存じます。が、とにかく
警察官の頭脳というものがこうし
教養を通じましてだん／＼と民主化
たしつつあるということを信じて
次第であります。

いう結果の調査も絶えず行われているものと思います。昔のように一方的にただ教え込めば皆がそれを行なつてゐるのだというふうな考え方の学校は民主的な学校ではないといふことは申上げるまでもありません。従つてその結果がどういうことになつて現れているかといふことも伺いたいと思います。それからなお念のために伺つておきたいと思いますが、例えば文学といふようなものについて現代の警察学校ではどういうふうにお考えになつてゐるか。正科にお入れになつてゐるか、或いは専科にお入れになつてゐるか、或いはその夜間の講話程度でお考えになつてゐるか。それから警察官はどういうものを読んでいるかという調査をなさつたことがあるか、読んでおられるものが基本的人権を理解させる、又はそれを進めるような読書をやつてゐるのか。それとも單に法律の条文の末節に拘泥するような、そういう雑誌とか或いは極めて低級な読物が多いのか。そういう点についても十分関心があつてゐると思つてそういう調査もおあらりになることと確信いたしますのでそれをお示し願いたいと思います。

是非御臨席願つて意見を開陳して頂いて、我々が議決に際して重要な参考に資することができるようにして頂きたいと思うのであります。それでそのように議事をお運びを願いたいと思うのであります。

なおこの機会に委員長に希望いたしましたおきたいことは、この法案はたびたび今日までに私も申しておりますように、今期国会におけるところの最も重要なところの法案でありまして、この法案を如何に国会が議定するかということにつきましては国民環視の標的になつてゐる所であります。

この法案それ 자체が警察制度の改正として重大性を持つばかりでなく、却つて私も申しましたようにいわゆる吉田内閣の世間の俗語を以てすれば反動革命の先駆であるという意味においての政治的重大性を含せて有しておるのでありますから、このような重大な意味を持つたところの審議制度の改正案を会期切迫せるところの閉会まぎわにおいて政府が我々に提案されたといふことにつきましては、甚だ我々は審議の上におきまして、政治的な見地からも不満足に考えておるものであるといふことは先に申した通りであります。それでどうぞ委員長におきましてはただ政府の意を迎えて、審議が不十分であるにもかかわらず最後の結論を出すといふことに、時間的にしきりにお急ぎになるというようなことの絶対にないよう、どのようなことになりましても十分の審議が盡され、十分の民意が国会に反映することができるような議事の取運び方を御努力して頂きたいと申して、本日はこの法案に対すると

ころの議事はこれをもつて打切つて、
そうしてなお先刻来今日の予定の審議
議案になつております地方自治法の
一部改正案 卽ち東京都の部局の改正
に関する法案につきまして東京都から
その係の吏員の方が参考人として出席
して待ちうけていられるようであつま
すから、それに対する討論採決等は後
日のことといたしましても、改正を要
求しておるところの東京都の立場だけ
をこの機会に、大した時間はかからな
いと思いますから聞かせてもらうとい
うようなことでもつて本日は、まあこ
れは連合委員会の後でありますが混線
しましたが地方行政委員会だけであり
ますが、このように一つ委員長において
議事の取扱い方をお願いいたしたい
と思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) お詰りいたし
ます。吉川君から今日はこの程度で連
合委員会を散会したらという御動議が
ございましたが御異議ございません
か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは散会
いたします。

出席者は左の通り。

午後五時十三分散会

地方行政委員
委員長

理事

委員

吉川末次郎君

岡本 愛祐君

石村 幸作君

岩沢 忠恭君

安井 謙君

高橋進太郎君

相馬 助治君

中田 吉雄君

法務委員 委員長	西郷吉之助君
理事	石川清一君
委員	鈴木安孝君
國務大臣	鬼丸義齊君
政府委員	北村一男君
法務総裁	左藤齊仁
察本部長官	須藤武雄君
國家地方警察	羽仁五郎君
本部総務部長官	大橋五郎君
本部地方警察	加藤陽三君
本部刑事部長官	齊藤昇君
本部地方警務部長官	中川文雄君
本部警務部長官	淳君
事務局側	
常任委員	福永與一郎君
会專門員	武井群嗣君
常任委員	長谷川宏君
会專門員	田中榮一君
参考人	
警視総監	